

# 通所リハビリテーション料金表

## ◇ 基本利用料金◇

(1時間以上～2時間未満)

介護度	基本サービス費			日額
	基本単価			
要介護1	377			378
要介護2	408			408
要介護3	440			440
要介護4	470			470
要介護5	503			503

(2時間以上～3時間未満)

介護度	基本サービス費			介護保険外料金			日額
	基本単価	昼食	日常生活費	教養娯楽費			
要介護1	393						1,223
要介護2	451						1,281
要介護3	511	630	100	100			1,341
要介護4	570						1,400
要介護5	628						1,458

(3時間以上～4時間未満)

介護度	基本サービス費			介護保険外料金			日額
	基本単価	昼食	日常生活費	教養娯楽費			
要介護1	499						1,329
要介護2	580						1,410
要介護3	659	630	100	100			1,489
要介護4	763						1,593
要介護5	864						1,694

(4時間以上～5時間未満)

介護度	基本サービス費			介護保険外料金			日額
	基本単価	昼食	日常生活費	教養娯楽費			
要介護1	568						1,398
要介護2	658						1,488
要介護3	749	630	100	100			1,579
要介護4	866						1,696
要介護5	982						1,812

(5時間以上～6時間未満)

介護度	基本サービス費			介護保険外料金			日額
	基本単価	昼食	日常生活費	教養娯楽費			
要介護1	639						1,469
要介護2	758						1,588
要介護3	874	630	100	100			1,704
要介護4	1,013						1,843
要介護5	1,149						1,979

(6時間以上～7時間未満)

介護度	基本サービス費			介護保険外料金			日額
	基本単価	昼食	日常生活費	教養娯楽費			
要介護1	734						1,564
要介護2	872						1,702
要介護3	1,007	630	100	100			1,837
要介護4	1,167						1,997
要介護5	1,324						2,154

## ◇ 加算料金◇

(単位: 円)

加算項目	算定項目	料金	介護職員処遇改善加算
入浴介助加算	1日につき	52	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事にとり出た介護老人保健施設が通所リハビリテーション利用者に対しサービスを行った場合。
短期集中リハ加算	1日につき	114	
リハビリテーション提供体制加算	算定項目	料金	
3時間以上～4時間未満	1日につき	13	所定単位数の34/1000を加算
4時間以上～5時間未満	1日につき	17	介護職員等特定処遇改善加算
5時間以上～6時間未満	1日につき	21	所定単位数の17/1000を加算
6時間以上～7時間未満	1日につき	25	ペースアップ等支援加算
7時間以上	1日につき	29	所定単位数の10/1000を加算

その他、重要事項説明書の別紙に定める費用が算定される場合がございます。

\*表示されている金額については、計算上誤差が生じることがございますのでご了承ください。